

2 教健第 1 7 5 号  
令和 2 年 5 月 1 5 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における教育活動の再開について（通知）

県立学校における教育活動につきましては、令和 2 年 5 月 5 日付け 2 教健第 1 3 2 号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間中からの段階的な教育活動の実施について」により、一斉臨時休業を延長してきたところです。

このたび、令和 2 年 5 月 1 4 日（木）に政府から緊急事態宣言が解除されたことを受け、本日知事から、諸準備も必要なことから 5 月 2 4 日（日）をもって休業要請を解除し、5 月 2 5 日（月）から段階的に学校を再開して、6 月 1 日（月）から全面的な授業を再開するよう要請がありました。

このことを踏まえ、今般策定した別紙「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」に基づき、感染予防を徹底した上で、段階的に教育活動を充実させるため、5 月 2 5 日（月）から 2 9 日（金）までは分散登校によって各児童生徒を週 3～5 日程度登校させる、短縮授業を実施する等し、その上で、6 月 1 日（月）から通常のエ育活動を再開するよう対応願います。

（問い合わせ先	高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）